企業年金連合会の投資教育サービスの位置づけについて

「企業年金連合会に投資教育を委託すれば、事業主として努力義務を果たしたことになるのですか？」といったお問い合わせをいただくことがあります。

企業年金連合会の投資教育サービスは、複数の事業主から委託を受けて、制度（会社）の異なる加入者に対して共通の投資教育を行う共同実施の形態を取っています。

こうしたことから、制度（会社）ごとに異なる運用商品ラインアップや給付方法に応じた説明、手続きに関する具体的な説明などは難しく、基本的かつ汎用的な内容となっています。

よって、冒頭のご質問には、「基本的な内容でかつ、制度共通な部分は企業年金連合会への委託でカバーできますが、制度（会社）ごとに異なる内容や応用的な内容については、事業主ご自身でご対応いただく必要があります。」と回答しています。ご理解の程よろしくお願いいたします。
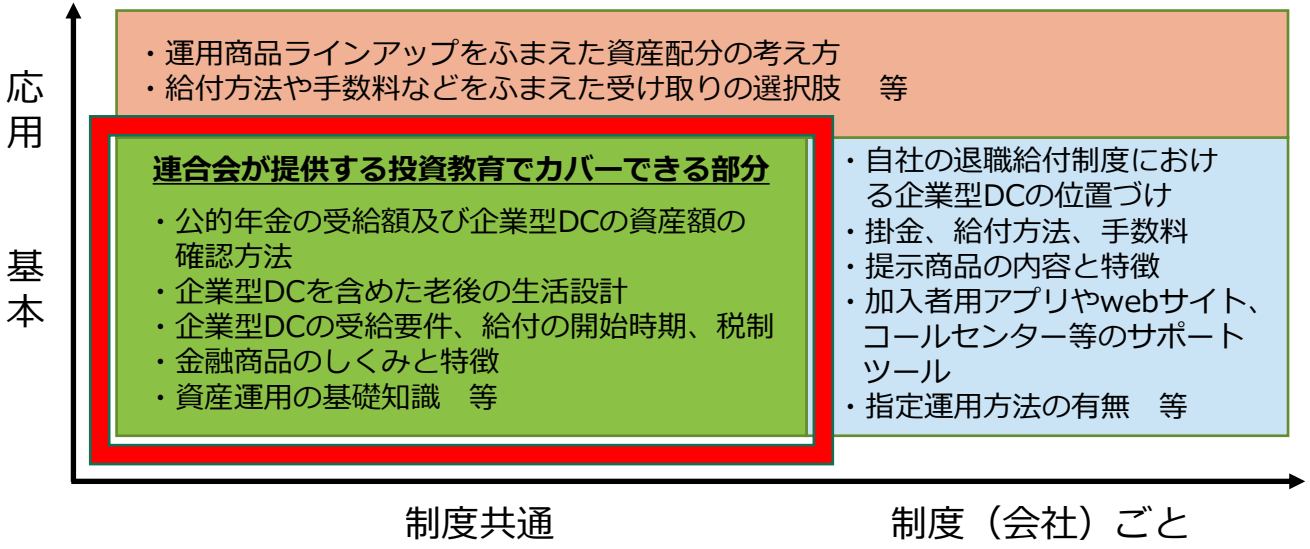
投資教育サービスの位置づけイメージ図